

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

S18057

1201B024

0701B031

③施設名等

名称：	児童養護施設 羽曳野荘
施設長氏名：	中條 薫
定員：	34 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	羽曳野市学園前1丁目1番3号
T E L：	072-956-2102
U R L：	http://habikinoso.org/index.html
【施設の概要】	
開設年月日	1950/5/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 羽曳野荘
職員数 常勤職員：	22 名
職員数 非常勤職員：	3 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	8 名
有資格職員の名称（ウ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	14 名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	調理師
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（カ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	29 室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

基本理念：「為すことによって学ぶ」「生活即学習」

基本方針：・日々の生活・行事を通じて多くの人々や自然・文化に触れ、健康で社会の一員として自立できるよう養育支援します

・子どもの身体の成長と心の発達を支える養育支援を進めていきます

・施設のユニット化を実施し、子どもと職員で家族・家庭の勉強を実践していきます

・地域の子育てニーズを的確に捉え、子育て支援に積極的に参画していきます

⑤施設の特徴的な取組

①児童棟は2つのユニットで構成されているが、そこには生活を積み重ねていくことで、将来小舎ユニットの生活で繋がるような工夫がされている。また、ケアの連続性、子どもと職員との日々少しずつ築き上げられる関係性を大切にしているため、特別な事情を除き、職員の異動は行わないようにしている。

②小規模施設であるため、知的や発達障がい、トラウマを抱える児童が多数在籍している。独自の「養育指針シート」を作成、児童の強みと弱みを明らかにしながら個別の療育を推し進めている。最近ではコグトレや個別学習等を取り入れたり、陶芸、ピアノ、園芸、お菓子作り、各種スポーツ等様々な経験を通して伸びしろの発見に努めている。

③児童養護施設ができる地域貢献は何かを自問自答しながら校区福祉委員会、子育てサロン等地域活動に施設として積極的に参画をしている。また、サロンを引き継ぐ施設独自の取組（子育て広場）や子育て相談、生活困窮者への支援、高齢者宅への支援等、地域への子育て支援等を行い、地域にとって必要な施設となるように取組んでいる

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/11/18
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/7/20
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

[組織の特性を活かしたPDCAサイクルの確立]

事業計画の作成や養育・支援の質の向上に関する事項等、業務を進めていく上での計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへ繋げていく過程の確立は、業務の質を高めていくために不可欠なものとなっています。職員が統一した意識を持ち、養育・支援に取り組んでいる姿勢は高く評価できます。

[施設長のリーダーシップのもと職員の質の向上に向けた取組]

施設長は、職員が安心して働けるよう、日々の打ち合わせ会議や職員会議等に積極的に参加し、職員の声を聴く時間を大切にしています。近年は、施設長を中心にトラウマインフォーマルケアの学習と実践に力を入れており、職員は適切な感情労働を身に着け、冷静で適切な対応が可能になっており、取組みの成果が表れています。

[積極的な地域交流の取組み]

施設としての地域貢献とは何かを自問自答しながら、子育てサロン、校区福祉委員会等、施設として積極的に参画しています。子育て広場や子育て相談を行ない、地域の子育て世帯の拠りどころとなれるよう取組んでいます。また、児童分野のみならず、生活困窮者や高齢者の支援にも積極的に関わり、地域にとって必要不可欠な施設となれるよう努力しています。

◇改善を求められる点

[計画的な福祉人材確保]

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化等が中長期計画に盛り込まれており、職員確保は施設の重要な課題となっています。今後、より確実に人材の確保ができるよう、必要な福祉人材や人員体制についての具体的で現実的な「計画」を明示し、それに基づいた取組みが求められます。

[人事管理体制構築のスピードアップ]

小さな法人・施設の強みを養育・支援の分野において発揮することができていますが、かたや人事管理上での体制や仕組みについては不十分が見られます。個々の職員が将来の生活の見通しが持てる職場でありえるよう、キャリアアップ、キャリアパスシステム等の一日も早い整備にむけ、構築作業のスピード化が求められます。

[マニュアルの見直し]

いくつかのマニュアルで、改訂から数か年経過したものがあります。コロナ対応など、新たな要素を盛り込む必要がある場合もあり、あらためて、すべてのマニュアルの点検が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価受審では、これまでの実践を適正に評価していただいたことで、施設の課題をあらためて再認識することができました。新たな課題の提示と、現在進めている仕組みの構築などに関しても、さまざまなアドバイスをいただき、必要なシステム整備等を、いっそうのスピード感をもって取り組まねばならないと強く感じたところです。これを契機として、職員全員が、それぞれの経験や役割に応じて、専門性を着実に向上していけるよう、さらに励んでまいりたいと考えています。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■「為すことによって学ぶ」「生活即学習」を理念とし、子どもの養育・支援の目標や地域支援等の基本方針を明文化して、施設の使命や目指す方向、考え方を明らかにしています。 ■日々の生活の中で、職員や子どもたち、保護者等が理念・基本方針に触れるよう、ホームページや事業計画、広報誌等に記載するとともに玄関等の共有場所に掲示しています。また、日々の支援を振り返る中で継続的に周知する取組みを行なっています。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■全国・地区・府や地域の各種会議、関係省庁からの通達等で社会福祉事業全体の動向を把握し、それぞれの福祉計画等の内容を熟知したうえで、施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に分析するよう努めています。 ■施設入所に関しては、大阪子ども家庭白書をもとに充足率やコスト分析を定期的に行い数値化することで、環境の変化に適切に対応できる仕組みを構築しています。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■現在の経営課題の軸は、施設の小規模・地域分散化、多機能化であると把握し、法人役員や職員に周知しています。 ■経営課題については、中長期計画に明文化し、解決に向けた取組みを計画的に行なっています。 ■理事会、評議員会で指摘された事項については、職員会議で話し合いを重ね、必要に応じて、地域の関係機関とも協議し、取組を進めていくよう努力しています。 	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■国が示す「新しい養育ビジョン」を踏まえ、施設として「小規模かつ地域分散化・高機能化および多機能化・転換機能」に向けた計画を策定しています。 ■2020年度を始期として、2029年度末までの10ヶ年計画を前期・後期に分けて進めています。現在、前期5年間で中期計画とし、計画的に実行しています。 ■毎年、定期的に見直しが行なわれ、変更箇所は朱書きし、職員全員に周知しています。 	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■前期5年間の中期計画を踏まえ、単年度計画を作成しています。前年度の反省や改善すべき項目、子どもの状況に合わせた取り組むべき重点目標を掲げ、具体的な取り組みにつながるようにしています。 ■養育支援面の計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することで、現場で支援に当たる職員が一年を通して取り組める内容となっています。 	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画は、多くの職員の意向や意見を反映し、運営委員会にて策定され、職員会議で周知されています。 ■事業計画の実施状況の把握は、管理職だけでなく、直接処遇職員全体で行なわれ、把握や評価・見直しがなされる仕組みも構築されています。 ■事業計画は年度途中に定期的に見直しされており、事業経過報告書にて進捗状況の確認が行われています。 		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画の理解を促す取組は、広報誌に掲載し周知を図ったり、子どもたちには、日々の生活の中で、よりよい生活に向けた話し合いを、年齢別に分けて定期的に行うことで、事業計画の理解を促す取組みにしています。 ■コロナ禍によって、定期的な保護者との関わりが制限されていますが、連絡が可能な保護者については、郵送などの方法により、子どもの現況とともに、施設の方針や療育の姿勢をも理解してもらえるよう取組んでいます。 		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■年1回、定期的に自己評価を行なうことで、PDCAサイクルを意識した療育・支援の質の向上に取り組んでいます。 ■具体的には、療育の現状を打ち合わせ会議で把握し、トラウマの視点から一人ひとりの子どもの心のありようを認識する取組みや、自己評価の分析・検討についても運営会議で実施しています。 		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■自己評価の結果を踏まえ、運営委員会で明らかになった取り組むべき課題は事業報告書に明記され、次年度の事業計画では、改善に取り組むべき課題として明文化されています。 ■改善策の計画的な実施については、職員会議やユニット会議、ケース会議等で進捗状況を確認し、子どもたちの自立支援計画立案に繋がられるよう組織的に取り組んでいます。 		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設長は、理念や基本方針、事業計画等で、施設の経営・管理に関する方針と自らの役割を明確にするとともに、職員会議やホームページ、広報誌等でその役割と責任について表明しています。 ■平常時のみならず、有事(災害・事故等)における施設長の役割と責任についても、施設長不在時の権限委任等を含め明確にしています。 		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設長は、経営に関する研修会への参加、関係省庁等からの通知や通達等で遵守すべき法令について最新の情報を把握し、理解するよう努めています。 ■施設長は保護司の役割を担っており、児童福祉など福祉分野の法令にとどまらず、温暖化や省エネ、緑化活動等、環境への配慮を含む幅広い分野にわたっても、遵守すべき法令についての理解と取組みを可能な限り実践しています。 		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>■施設長は、毎日の打ち合わせ会議や毎月の職員会議等で、日頃の養育・支援の状況や課題についてタイムリーに把握し、それらの取組みに対して指導力を発揮しています。</p> <p>■近年では、感情労働の調整を目的としたトラウマインフォーマルドケアについて、施設長が率先して学び、専門性の向上に努めています。養育・支援の場面のみならず、職員の普段の感情コントロールにも大変、意義のあるものとなっています。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>■経営の改善については、運営委員会において検討を行なっています。人材確保への取組みや勤務のあり方の改善など、実効性の高い実践につながっています。</p> <p>■職員の働きやすい環境について、施設長が中心となって職員の意見や意向を聞くなか、夜間帯の時間外勤務の是正に取り組み、タイムカードの導入につなげています。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
<p>■人材確保・育成のため、意欲のある実習生や学生を、アルバイトやインターンシップ等を通じて、毎年、計画的に雇用しています。また、ユニット加算等各種加算職員の配置などに積極的に取り組み、計画的な人材確保や体制充実に努めています。</p> <p>■毎年の雇用について方針は確立しているものの、計画に基づいた具体的な実施には至ってはいません。今後は、現状に即した現実性の高い計画による具体的な取り組みが望まれます。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
<p>■「期待する職員像」を明確にし「人事考課シート」を活用することで、職員の専門性や職務遂行能力等に関する評価を定期的に行なっています。</p> <p>■昇進や昇格の基準を職員一人ひとりに周知し、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みが望まれますが、現在、キャリアアップシステムと、キャリアパスの構築にも着手しています。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■職員の就業状況や意向は、月1回実施している施設長と職員との個別面談時に把握しています。この取組みは長年続けており、施設長と職員の忌憚のない意見交換が行なわれています。</p> <p>■ワークライフバランスの取組は、社会保険労務士と契約し、タイムカード導入に伴う労働時間の削減や時間外労働時間の把握、休日や有休休暇の確保に積極的に取り組んでいます。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■職員一人ひとりの育成に向けた取組みとして「人事考課シート」を作成し、目標管理を行なうとともに、具体的な施設長との年3回の面談を通じて、目標達成度の確認を行なっています。</p> <p>■職員の育成に向けた取組の一環として、職員個々の目標管理だけでなく、経験年数や役職等に応じたキャリアパス（目標項目、目標水準など）の仕組みが望まれますが、現在、そうしたシステムの構築を進めつつあります。</p>		

<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設が目指す支援を実施するために、事業計画や研修計画等に「期待する職員像」を明示するとともに、策定された計画に基づき、教育・研修を実施しています。 ■施設の状態や直面する課題に迅速に対応するため、研修計画の見直しやカリキュラムの評価を定期的に行なっています。 ■今後、事業計画や研修計画、また、現在構築を進めているキャリアパスシステムの中に、施設が必要とする専門技術や専門資格を具体的に明示されることが望まれます。 	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保され、職種別・階級別・テーマ別に受講することができ、知識や技術の向上に向けた取組みがなされています。 ■職員全体の専門性向上や組織力を高めるために、必ず「伝達研修」を行ない、打ち合わせ会議や職員会議の研修報告においては、スーパービジョンが実施されています。 	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■養育・支援に関わる専門職の研修・育成に積極的に取組んでおり、マニュアルを整備するとともに、担当職員は指導者研修を受講し、目的に応じた有意義な実習となるよう体制を整えています。 ■実習の目標や達成課題の設定はもとより、自立支援計画の立案や各種会議への参加等も体験させるなど、学校との連携も綿密にしながら、丁寧に指導されています。 	

3 運営の透明性の確保

<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>	第三者 評価結果
<p>① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ホームページや広報誌に、理念や基本方針、養育・支援の内容、事業報告等の情報公開を行なっています。その中では、地域社会に対する施設の理解を促すため、存在意義や役割を明確にするよう努めています。また、実際の施設を体感してもらえるように、施設の催しには地域住民を積極的に招待しています。 ■第三者評価の結果や苦情・相談体制、内容に基づく改善・対応の状況についてもホームページにて情報公開しています。 	
<p>② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設における事務、経理、取引等については、経理規定や職務分掌で明確にしています。公認会計士や社会保険労務士と契約を交わし、事務や経理についての内部牽制体制を確立しています。そうした内部監査や行政監査等の結果や指摘事項に基づいて、経営改善を実施しています。 ■今後は、内部監査だけでなく、公正かつ透明性の高い経営・運営の取組ができるよう、事務、経理、取引等に関するルールを職員等へ周知を積極的に行なっていくことが求められます。 	

4 地域との交流、地域貢献

<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	第三者 評価結果
<p>① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基本方針や事業計画等に地域との関わりについての考え方を明文化し、子どもと地域との交流を広げるための取組を積極的に行なっています。 ■地域の一員としての暮らしを重視し、町会の自治会や子ども会、地域の祭り等に参加し、地域住民との日常的なコミュニケーションを大切にしています。 ■学校の友人等が遊びに来やすい環境づくりに努めており、放課後などには賑やかな声が響いています。 	

<p>② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■「ボランティア受け入れ規定」を整備し、受け入れに関する基本姿勢を明確にした体制を整えています。ボランティアは、学習指導、ピアノレッスン、読み聞かせ、陶芸などと多岐にわたっています。</p> <p>■地域の学校の新・転任教職員に対し、見学の受け入れや講演を実施する等、学校教育への協力も積極的に実施しています。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■子ども一人ひとりに応じた関係機関や団体等の資料を整え、職員間で共有しています。</p> <p>■校区の教育機関とは日常的に情報共有やケース会議の場を持っています。また、措置機関や市の要保護児童対策地域協議会とも定期的な連絡会を持ち、地域の課題に対して役割を担う活動を行なっています。</p> <p>■現在、飲食店や不動産会社、個人商店等と連携した地域ネットワークづくりも少しずつ進んできています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■長い歴史の中で培ってきた地域住民との交流は、町会や地域の自治会等を通してさらに成熟しています。</p> <p>■施設の園庭や多目的ホールを解放し、子育てサロンや子育て広場を行なうなど、地域の子育て支援の拠点として大きな役割を果たしています。</p> <p>■校区福祉委員会や地域の子ども会活動、市福祉施設連絡会の一員としての取組みは、地域の活性化やまちづくりにおいて、有意義なものとなっています。</p>	
<p>② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■地域の福祉ニーズに向き合う公益的な事業・活動として、生活困難者相談支援事業や地域の子育て支援、子育て短期支援事業等を実施し、大きく地域に貢献しています。</p> <p>■町内会では、高齢・独居老人に対する災害対策に取組み、自治会では、災害時の緊急避難場所としての機能が果たせるよう話し合いを進めています。</p> <p>■地域の子ども会や町会の活動には、子どもたちも参加し、清掃活動等に積極的に取り組んでいます。</p>	
<p>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</p>	
<p>1 子ども本位の養育・支援</p>	
<p>(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>	
<p>① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■大阪府社会福祉協議会児童施設部会が作成した「倫理綱領」を活用し、養育・支援のありようについて共通の意識・理解が持てるよう、職員会議で唱和するなどの取組みを行なっています。</p> <p>■子どもの尊重や基本的人権への配慮についての内部研修を定期的実施し、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を活用しての現状把握や評価をすることにより、支援の見直しや必要な対応を適宜行なっています。</p> <p>■今後は子どもを尊重した養育・支援に関する基本姿勢を個々の支援の標準的な実施方法等に反映していくことが必要です。</p>	

第三者
評価結果

<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■ホームページに「個人情報保護方針」を明示するとともに「プライバシー保護マニュアル」を整備し、内部研修において、その周知・理解を図っています。</p> <p>■子どもや保護者等に対しても入所時にプライバシー保護に関する説明を行なっています。また、生活の中で小学生高学年以上は個室とし、プライベート空間を保っています。</p>	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■ホームページやパンフレット等に養育・支援の利用に必要な情報を提供しています。</p> <p>■入所予定の子どもに対しては、事前の面談時の説明に、施設内の様子を写真等を用いた紹介資料を別途準備し、少しでも不安を減らせるような工夫をしています。また、保護者の要望があれば、見学にも随時対応しています。</p>	
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■養育・支援の開始時は、子ども家庭センターの担当と一緒に説明をして、保護者には同意書に署名をもらっています。また、施設独自の取組みとして「入所時ファイル」を用いて施設での生活やルールを丁寧に説明しています。</p> <p>■意思決定が困難な子どもや保護者等に対しては、視覚的に理解できるような説明資料を準備し、それを用いて説明するなどの工夫がなされています。</p>	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■退所時の引継ぎ文書として「退所時の養育状況表」を作成し、生活・対人・学習・健康・学校の各側面についての引継ぎをして、継続性に配慮した対応が適切に行なわれ、退所後の相談体制もしっかり築かれています。</p> <p>■措置変更時は、何度も見学や体験を行なうことで、子どもが安心して移行できるよう計られています。また、家庭引き取りや18歳到達（措置解除）後のアフターケアも積極的に実施しており、家庭引き取り後の学校との連携や定期的な家庭訪問等を行なうことで、子ども・保護者双方の安心に繋がっています。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■子どもの満足を高めることを目的とする仕組みとして、毎年、生活面の満足度調査、食事面の嗜好調査を行なっています。</p> <p>■生活面の満足度調査は、運営会議で結果の分析・検討を行ない、可能な限りの改善に努めています。また、嗜好調査の結果は、調理員・栄養士・保育士等が出席する食育会議で分析し、検討結果に基づいた改善がなされています。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■苦情解決の仕組みが確立しており、「苦情対応規定」を整備し第三者委員も置くなど体制を整えています。苦情を出しやすいよう、苦情相談窓口を示したポスターの掲示や、意見箱の設置、相談室に苦情・意見の申し出用の書類を備えるなどの工夫もなされています。</p> <p>■苦情の内容や改善の取組みについては、検討結果を子どもや保護者等にフィードバックするとともに、プライバシーに配慮したうえで、ホームページにその内容や施設としての取組みを公表しています。</p>	

第三者
評価結果

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■子どもが相談や意見を言いやすい環境をつくることに重きを置いており、日々の養育・支援や個別の買い物の時間帯等で、子どもと担当職員とがゆっくり話せる時間を大切にしています。</p> <p>■相談がある時は、子どもの居室や必要に応じて面談室を使うなどして、意見が言いやすい雰囲気づくりを心がけています。</p>	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■子どもたちからの相談や出された意見は、「相談や困りごと対応マニュアル」に基づいて、日々の打ち合わせ会議や職員会議等で検討し、迅速に対応しています。</p> <p>■子どもの意見や要望を職員一人ひとりが大切に、養育・支援の質の向上に関わる取組みができるよう、運営会議や内部研修においても論議を重ねています。</p>	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■インシデントやヒヤリハットについては、日々の連絡会等でも報告されますが、組織的には「苦情解決委員会」で対応が検討され、必要な処置や周知が図られています。また、インシデント事案に学ぶ事故防止策や、「人工呼吸法」「AED使用法」「服・与薬」など安全確保に関する多様な研修も実施されています。</p> <p>■安全確保や事故対応に関しては「危機管理マニュアル」を基本とし、毎月末には「事故発生防止点検表」によって評価・確認がなされています。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■過去にノロウイルス感染症を体験したこともあって、従前、消毒・送風換気、空気清浄機や噴霧器などを常時使用してきましたが、今年はさらに、新型コロナウイルス感染症を意識した対応に努め、研修にも力を注いでいます。新たな要素が加わったことでもあり、今後、マニュアルの見直しが必須となります。</p> <p>■ハード面からは、「ユニット化」が感染症対策として有効！・・・との体験的発言が目撃されました。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■「事業継続計画（BCP）」が定められています。災害を想定して発電機を複数備え、その使用や避難の訓練を実施しています。</p> <p>■安否確認では、子どもとは施設用携帯電話を、職員間ではLINEを活用することとしています。</p> <p>■備蓄食料のメニュー・数量や保存法、災害用備品の整理のあり方についても、担当を決め万全を期しています。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■養育支援に関するマニュアルは文書としてではなく『データ』という形で定められています。</p> <p>■新任職員研修では「実務ハンドブック」として配布し説明がなされています。</p> <p>■実際の養育・支援が、マニュアルに沿ったものになっているかどうかについて「検証する仕組み」はありません。事故発生防止に用いられている「点検表」と同様な仕組みが望まれます。</p>	

<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■日常のエピソードや子どもとの会話などから、養育・支援の標準的な実施方法の見直しが必要になった際には、適宜その見直しについて話し合いが持たれていますが、あらかじめ見直しの時期が定められているわけではありません。前項で見た、検証の仕組みとともに、定期的な見直しについても『定め』を設けておくことが望まれます。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	
<p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■自立支援計画は、確立したアセスメント手法によって作成が進められています。一人の子どもについて2人の職員が関わり、ユニット会議において立案されます。その後、精神科医師や心理士の助言も得、グループリーダー、主任、施設長の点検を経て、6月ごろまでにそれぞれの子どもに示されます。</p>	
<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■「月例まとめ」の様式は、自立支援計画が容易に参照できるようなスタイルになっています。</p> <p>■計画の進捗状況はユニット会議で確認し、評価・見直しについては、定められた手順の則って進められています。</p>	
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■日々記述された養育・支援の記録は、月ごとにPC版での「児童記録」として整えられ、情報共有を容易にしています。</p> <p>■3年前に改訂された日直日誌の体裁は、裏面が個々の児童別に枠取りがされていて、見やすいレイアウトになっています。</p> <p>■記述内容はもとより使用言辞などに関しても、主任によって細やかに点検がなされています。また、具体記述例など過去の経験値を生かしたマニュアル作成に向けた作業が、現在進められているところです。</p> <p>■当施設の規模から、諸々の情報の伝播やその確実性が、自ずと保障されたものとなっていると考えられます。</p>	
<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■あらゆる文書の管理責任者を副園長とし、個人情報保護規定に基づく個人に係る情報は、基本「禁帯出」としています。</p> <p>■本事務所に施設の上管理されている公的書類や重要な規程類なども持ち出しはできませんが、日常必要なものについては「ハンドブック」に載せられています。</p> <p>■「文書管理規定」により、在籍した児童に関する記録類は、個々の児童が80歳に達するまでを保存期間と定められています。</p> <p>■個人情報保護に係る法制度や社会の眼差しは、厳しさを増しています。職員意識向上へ、いっそうの取り組みが望まれます</p>	

内容評価基準（25項目）□

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 ■権利擁護マニュアルを用いて、学習会などを実施しています。生活場面での権利侵害の具体事例を示すなどして、認識の共有を図っています。 ■管理的職員が現場に入ったり、不適切と考えられる支援・対応行動などを職員相互で指摘しあう機会を設け、いい意味での牽制状況をつくるといった試みも取り入れています。 ■信教に関わる事例が見られた場合にも、職員間で「止めない」ことを申し合わせました。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】 ■ユニットごとで、月に一度、こども会議(小学生)・中高生会議が持たれ、また、長期休みの前には、合同自治会も開いて、学期の振り返りをしています。『快い暮らし』をメインテーマにし、自分や他人の権利について伝える際には、分かりやすいよう書面やホワイトボードを用いて視覚的な理解を促しています。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 ■それぞれの子どもの養育歴や発達状況に応じて、合議を重ねたうえ、慎重に言葉を選んで書面で伝えるようにしています。また、一人ひとりのアルバムを作って、子どもがいつでも見ることができるようリビングの棚で管理されています。 ■子どもによっては、子ども家庭センターとの協働で「ライフストーリーワーク」を実施し、生き立ちの整理に向けた取り組みを行なっています。	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】 ■全国児童養護施設協議会作成のチェックリストを用いて、支援者による不適切な関わりの防止・早期発見に努めています。 ■被措置児童等虐待防止のマニュアルに基づく関連掲示物、子どもたちへの啓発、適時の具体的行動(ハガキによる訴え)等についての学習機会を設けるなど、必要な取り組みはすべてなされているようですが、不適切な関わりを発見した場合の手順についての明文化が不十分です。 ■子どもの安心な暮らしを確かなものにするためには、気を緩めることなく、一日一日徹底した目配りが望まれます。	
(5) 子どもの意向や主体性への配慮	
① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】 ■月に一度、個々の子どもとの話し合いを持ち、快適で穏やかな暮らしの実現に努めています。子どもが主体的に選択できるよう数々の余暇活動を用意しています。 ■小遣いの額は年齢によって差は設けられていますが、定期的に使いみちを話し合っ、自身で小遣い帳を記帳し、預金残高を確認しながら(高校生は一週間単位で)計画的な使い方ができるように支援しています。 ■通帳引き落としが可能なスマホでの買い物も行なえるようになっていきます。	

(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■新しく児童を受け入れる際には、行事の写真などを用いて、施設生活や職員・児童の説明を行なっています。 ■入所当日にも、緊張を和らげるための様々な趣向を用意して、暖かく迎え入れる工夫に努めています。 ■家庭復帰や施設変更などでは、独自の引継ぎ文書を用いながら、新たな機関や施設等とのカンファレンスを行ない、丁寧なバトンタッチを心がけています。 		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■高校生になった時点から、身辺・経済的・対人関係・社会スキル・精神的…と、あらゆる部面での自立を意識させるような取り組みを開始しています。 ■個々の退所児童についてもファイルが備えられ、各方面とのいろいろな対応も可能なよう準備がなされています。また、施設用携帯電話で架電やメールのやり取りが行なわれ、さらに、食料品を届けたり、年に1回、交流の場も用意されています。 ■一般に、本人は担当の職員に、保護者にはFSWが連絡をとるようになっています。 		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■「愛着」に注目し、トラウマインフォームドケアを養育支援の重点的な目標に据えています。 ■児童へのアンケートで、『施設の大人は、あなたの良いところを、ほめてくれますか?』という設問には『いいえ』がゼロとなっていて、他の問いの回答傾向との違いを際立たせています。 		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■支援職員に対しての『基本的な欲求とは?』との問いに対しては、「生きている」「愛されている」「満たされている」「認められている」「信用されている」との即答が返ってきました。 ■小学生には、就寝時に個別の時間を持って安心感を保ち、絵本の読み聞かせなど触れ合いの時間を作っています。 ■一階出入り口に近いフリースペースでは、子どもが職員と自然体で接する『土間会談』のひと時を持つことができます。 		
③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■『為すことによって学ぶ』『生活即学習』という施設の基本理念を貫いています。 ■子どもの発達に応じ、一人ひとりの「強み」を把握して、特性を生かした対応をしています。 ■クラブ活動やアルバイトを奨励し、成功・失敗の体験から得るものを期待しています。 ■定期的な児童相談所の治療面接等では、職員の手薄な時間帯が生じる場合などには、子どもの力を信じ、付き添いをせず単独で通わせることもあります。 		
④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■就園前児童の設定保育の実施をはじめ、貸し出し遊具や多様な書籍の準備に努めていますが、基本的には「園内完結」のあり方を避けたいとの考えです。 ■学生や地域住民のボランティアを受け入れ、学習、陶芸、ピアノ、ダンスなど多様な活動を提供しています。 		

	<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■実習生対応をモデルに、社会生活に必要なスキルやモラルを身につける支援に取り組んでいます。 ■健康や清潔の保持、身だしなみ、病気やトラブルへの対処法などを学びながら、自らの特性の理解と自己管理意識を高めることに力を注ぎ、また、特にリービングケアでは被害者になりやすいインターネットやSNSについて正しい知識を習得できるよう支援をしています。 		
<p>(2) 食生活</p>		
	<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■快適に食事が摂れるよう、子どもの関係性等を考慮し、座席配置にも気を配っています。 ■調理から摂食までの時間を極力短縮することに配慮し、適温提供に心がけています。子ども個々の好き嫌いの掌握も行なわれており、アンケートの食事に関する設問でも、高い評価が得られています。 ■月一回のクッキングや、低学年対象のおやつ作りも好評です。 		
<p>(3) 衣生活</p>		
	<p>① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高学年(居室が二階)になれば、自身の衣類の洗濯やアイロンがけも行なっています。 ■理美容は、地域の協力店舗にて、割引価格で行なわれています。 ■春秋期、定期的に職員が伴ない衣類購入のための外出が計画されますが、高校生では単独購入してくる場合もあります。 		
<p>(4) 住生活</p>		
	<p>① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■屋内外問わず、日常的に職員と子どもが一緒になって環境整備がなされ、床のワックスがけも年2回行なわれています。 ■幼児・小学生と中・高生が別のユニットになっていて、低学年は二人部屋、小学生の高学年以上は個室となっています。 ■二人部屋でも、机とタンスは個別に用意されています。 ■陶芸教室で焼かれた作品が、普段使いの食器として使われています。 ■ところどころの破損個所の補修には、たのしい工夫が施されています。 		
<p>(5) 健康と安全</p>		
	<p>① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■健康診断を年に3回実施しています。 ■慢性の疾患を複数有する子どもには、医療機関の協力を得ながら、投薬は本児が納得したうえですよう配慮しています。 ■過去の与薬ミスから学び、現在は、薬の準備を「宿直明け」職員の役割とし、責任の所在を明確化しています。 		
<p>(6) 性に関する教育</p>		
	<p>① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小学生や幼児には、絵本の読み聞かせなどによって「性(差)」の話をしたり、入浴の場面などに、具体的なわかりやすい方法で伝えるなどしています。 ■外部から講師を招いてCAPの講習会を開き、職員が対応に戸惑うような子どもたちの直截的な疑問などにも答える機会にしています。 		

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

■子どもの行動上の問題が生じた場合には、まずは、他の児童の安全確保を最優先しています。また、当該児童に関しては、行動に至る要因分析と適切な支援のあり方に関して、施設内研修の形で議論する一方、本児に最も見合った現実的な対応について児童相談所とも協議をし、児童心理治療施設や自立支援施設等への措置変更も含めて検討をしていきます。

■これまでの事例を単に「過去のもの」とはせず、今後の支援に生かせる研修教材として用いることによって、職員の養育技術の向上はもとより、士気や意欲、有用感にもつながる可能性を有していると考えられます。適切な活用を期待します。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

■子ども間での様々なトラブルは、ユニット方式への転換によって激減したとのことですが、気を緩めることなく、居室の位置、職員の配置や相互チェックの仕組みなどにも配慮しています。

■近時、子ども会議を頻繁に持たれていることが、子どもたちのストレスをいくらか軽減させているものと考えられます。

■児童相談所はもちろん、学校との協力体制は欠かすことはできませんが、現在の、各校との良好な関係も、子どもたちの安定につながっているようです。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

■心理士は非常勤ながら週3日の勤務で、自立支援計画への関与など、常勤並みの活躍が認められます。

■児童相談所の心理司が、数名の児童や保護者との面接に関わっています。

■直接・間接的に、外部の心理士や精神科医等からのSVやコンサルテーションを受ける機会が確保されています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

■それぞれの居室に個々人の学習机が備えられ、学習環境は整っています。

■週に一回、元小学教員の複数のボランティアを迎えたり、基礎学力の不足している児童のために、中学校の教員が特別に来園して指導に当たってくれています。また、中学生以上では学習塾も活用されています。

■忘れ物などが多い児童について、学校との緊密な連携を重ねた効果が表れ、少なくなってきました。

■知的障がいや発達障がいの児童は、支援学校の通級を利用しています。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

■高校3年生には、退所後の自立生活のイメージを描きやすくするため、生活費のバランスシートを例示したり、進学を目指す児童には、奨学金制度の説明なども行なっています。

■退所に向けてのリービングケアの中で、就労や進学に困難が想定される場合など、やむなく措置の延長ともなるが、その場合にも、あくまでも自己決定を原則に進められます。

<p>③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■『体験から学ぶ』ことを基本に、責任感などの社会性や収入等での現実感覚といったことがらを子どもと共有するなかで、アルバイトを奨励しています。学校を通じた職場実習を積極的に活用するほか、地域の業者、個人事業主などの協力を得ながら、自らの将来の姿をイメージできる場面を用意しています。</p>	
<p>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>	
<p>① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■入所の時点で、養育についての施設としての考え方を家族にも十分に説明し、相談窓口についても伝えていきます。</p> <p>■入所後は、家族との関わりがあった後の子どもの様子の変化や、言葉の一つひとつにも注意を払い、たとえば入浴を共にするなどして、家族との関係上で異変がなかったかなどを確認しています。</p> <p>■授業参観や懇談会など、学校行事への積極的な出席・参加を促す言葉がけを常々しています。</p>	
<p>(11) 親子関係の再構築支援</p>	
<p>① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■親子訓練室を使い、家族との交流の時間をつくって、良好な関係性の回復や家庭復帰への進め方を模索しています。</p> <p>■FSW任せにすることなく、担当支援員も積極的に再構築への取り組みに関わっています。</p> <p>■交流が途絶えることのないように、季節的な節目や誕生日などの個人的なイベントなどに合わせ、写真を添えた手紙を送るなどの工夫がなされています。</p>	